

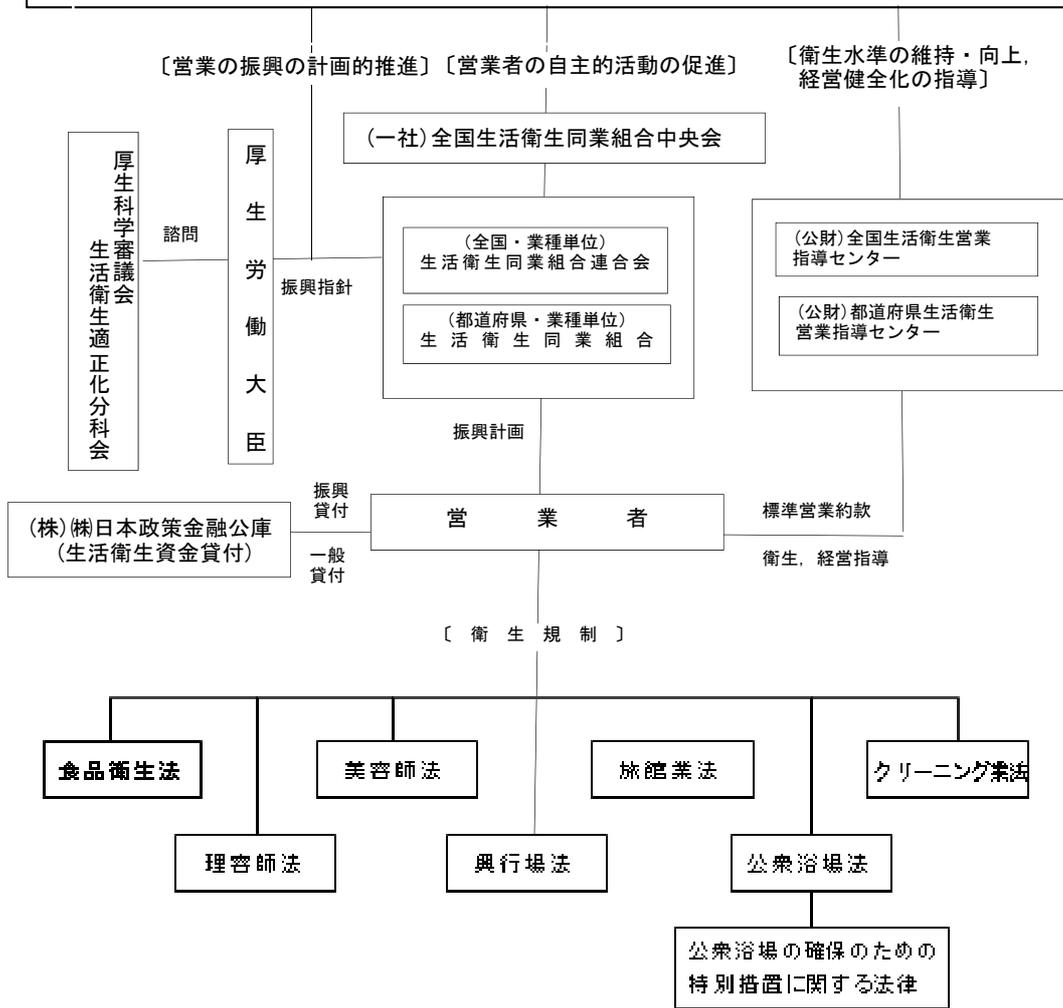
生活衛生関係諸法の体系

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律

目的:この法律は、公衆衛生の見地から国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係の営業について、衛生施設の改善向上、経営の近代化、振興等を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護に資するため、営業者の組織の自主的活動を促進するとともに、当該営業における過度の競争がある等の場合における料金等の規制、当該営業の振興の計画的推進、当該営業に関する経営の健全化の指導、苦情処理等の業務を適正に処理する体制の整備、営業方法又は取引条件に係る表示の適正化等に関する制度の整備等の方策を講じ、もって公衆衛生の向上及び増進に資し、並びに国民生活の安定に寄与することを目的とする。

(17業種)

- ①すし ②めん類 ③中華料理 ④社交 ⑤料理 ⑥一般飲食 ⑦喫茶 ⑧食鳥肉 ⑨食肉
- ⑩氷雪 ⑪理容 ⑫美容 ⑬興行場 ⑭ホテル・旅館 ⑮簡易宿所 ⑯公衆浴場業 ⑰クリーニング



全国飲食業生活衛生同業組合連合会の概要

- 設立：昭和36年12月
(生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律昭和32年法律第164号)
- 会 員：40都道府県組合
(組合員約85,000名)
- 組合員の業態分布：
一般食堂、レストラン、
専門店、居酒屋、スナック等(約20業態と多様)
- 事業所規模：40%法人経営、60%個人経営